

07 財務省(構造改革特区第25次提案 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1027010	地域の活性化に資する取組に使用する国有地に係る国有財産特別措置法の弾力的運用	<p>「国有財産特別措置法(以下「法」という。)」及び「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱について(以下「取扱」という。)」に基づく減額貸付の対象となる建物用途について、著しい少子高齢化による地域活力の低下などに対応するため、地区住民と行政が協働して実施する活性化の取組において、法及び取扱に示されていない建物用途に使用する場合でも、減額貸付を可能とする。</p>	<p>【効果】 地域の活性化は、地区住民等が主体となって取組を進めることとしており、借地料の減額による財政負担の軽減は、こうした取組の支援につながり、活性化の推進を図ることができる。</p> <p>【地域の特性】 基町住宅地区では少子高齢化の進展による地域活力の低下が著しく、住民と行政が協働して基町住宅地区活性化計画(別添資料①)を策定するとともに地域再生計画の認定(平成26年3月認定(別添資料②))を受け、市営住宅や市営店舗(以下「市営住宅等」という)の空室を目的外使用し、多様な世帯や世代が混在するコミュニティを形成し、多世代間の交流促進を図るための若年世帯、子育て家族等の入居促進や地域のコミュニティ活動の担い手となる学生の入居、高齢者の介護等を支援するデイサービスセンターの導入など活性化に向けた取組を進めているところである。</p> <p>【提案理由】 当住宅地区の市営住宅等は、国有地に整備されており、法第3条に基づき「住民に賃貸する目的で経営する住宅施設」として、その一部を除き借地料の減額適用を受けている。</p> <p>活性化計画には、市営住宅等を目的外使用して活性化の取組(別添資料③)を進めるものもあるが、その建物用途が法第3条及び取扱の減額貸付の対象にないことから、借地料の減額を受けられない。</p> <p>地区の活性化を進めるために、別紙の活性化の取組に市営住宅等を利用する場合においても、引き続き借地料の減額対象としていただきたい。</p>		広島市	広島県	財務省